

代官野村氏の江戸近郊支配

—武蔵国豊島郡角筈村渡辺家文書を中心として—
Governance of the Edo suburbs by the Daikan Nomura family:
From the archives of the Watanabe family, Tsunohazu Village,
Toshima County, Musashi Province

夏目宗幸・安岡達仁
Muneyuki NATSUME・Michihito YASUOKA

本稿は、江戸近郊の幕府直轄領における代官野村氏の支配の実態を武蔵国豊島郡角筈村渡辺家文書に残された証文史料から検討を行った。野村氏の手代は、小検見、武家地の管理、上水道や主要街道の普請に際して、通行・滞在費の支払いを年貢米との相殺方式をとっており、遠江国の幕府直轄領と同様の手法が用いられたことが明らかになった。

また、慶安年間における代官野村氏の江戸近郊における支配領域の復原により、武蔵野台地を中心とした江戸近郊の広大な地域において支配を確立していたことが示された。鷹狩・鷹場管理の職能を持つ野村氏は、その職能を生かし陸上交通網や村落を掌握する役割を担っていたと考えられる。しかし、その支配の実態には、代官支配地における江戸市街地の拡大や、新田開発や検地などの大規模事業があり、幕府中枢との連携が常に必要な状況にあった。そのため、支配地域における野村氏自身の独占的な権力基盤の強化は抑制される構造にあったといえる。

キーワード：幕府直轄領、鷹場、武蔵野

Key words : Shogun's demesne, Falconry field, Musashino

I はじめに

近世初期における千町野（現在の東京都杉並区、三鷹市、武蔵野市にまたがる地域）の新田開発においては、江戸近郊の幕府直轄領（蔵入地）を支配する代官野村爲利が検地を実施し、自身の屋敷地を千町野の内の大宮前（現在の杉並区）に配分されていたことが知られている（武蔵野市 1965）。著者らは、今年公表した論文（夏目・安岡 2020）において、代官野村爲利本人に加えて、代官配下の数名の手代にも土地の分配が実施されていたことを明らかにした。具体的に

は、千町野に土地を配分されていた身元不明の下級武士の名前と、武蔵国豊島郡角管村（現在の東京都新宿区）に発行された証文 4 点に署名した代官手代 3 名の名前が一致したのである。当時、角管村は千町野と同じく代官野村氏の支配下にあった。

上記証文は、すべて角管村の名主であった渡辺伝右衛門家に伝来した文書群に含まれる。現在、渡辺家文書は慶應義塾大学文学部古文書室に所蔵されており、総史料数は 3,443 点に及ぶ。当史料の翻刻は、渡辺家文書研究会と新宿区立新宿歴史博物館の主導によって進められており、1992 年から 2001 年までに、『武蔵国豊島郡角管村名主渡辺家文書』として、第 6 巻まで翻刻本が刊行され、1,000 点を超える文書を収録している。渡辺家文書は近世の江戸近郊農村の動向を知る重要な史料群である（大石 1992）。

本稿においては、上記 6 巻までに翻刻収録されていない史料のうち、前掲論文に割愛した証文 4 点に加え、同年代に渡辺家に発行された証文 15 点、合計 19 点を著者らによって翻刻掲載し、17 世紀中後期における江戸近郊の幕府直轄領を管轄した代官野村氏の支配の性格を検討する。

II 史料の概要

以下、史料として示した上記 19 点の翻刻文書の内容を示す¹⁾。史料 1～史料 7 と、史料 8～史料 13 はそれぞれ一括綴じにされており、史料 14～19 はそれぞれ一紙の形態である。史料 1～史料 7 の一括綴じには、寛文 8 年 1 点、同 9 年 2 点、同 10 年 1 点、同 11 年 1 点、延宝 8 年 2 点の計 7 点が綴じられているが、必ずしも年代順というわけではない。それぞれに「請取米之事」などと頭書がある。内容は、代官手代が秋の小検見などで現地に訪れた際に扶持米を受け取ったことを証明する文書である点で 7 点は共通している。差出人として名前がみえる玉井・鈴木以下は、小検見や年貢米改など代官所の実務を担当する代官手代である。宛名は史料 3 が代々木村である以外は角管村となっている。

史料 8～13 の一括綴じには、延宝 2 年・3 年・4 年・5 年各 1 点、天和 3 年 2 点の計 6 点が綴じられているが、こちらも年代順というわけではない。天和 3 年の 2 点（史料 8・9）は「覚」、それ以外には「請取申米之事」との頭書がある。内容はいずれも代官手代から角管村宛の扶持米受取の証文である。天和 3 年の 2 点（史料 8・9）の頭書の変化は、支配代官が野村爲政から、前年の天和 2 年より国領重次に代わったことが影響していると考えられる。

一紙の史料 14～19 については、史料 15 以外の 5 点（寛文 8 年 1 点、延宝 6 年 1 点、延宝 7 年 3 点）は「請取申米之事」や「覚」の頭書がある。史料 1～13 と同様の証文である。これら扶持米の請取証文には、「当御年貢口米を以、御勘定可有也」（史料 3）のような記述がある。代官手代の通行・滞在に要した費用が代官手代から直接支払われるのではなく年貢米との相殺という、より効率的な方法で支払うために必要な証文であった。このうち史料 16～19 では、「高井戸通道」の普請の際に扶持米を受け取っている。「高井戸通道」は角管と高井戸を通る甲州道中

の普請と考えられる。

一方、史料 15 (寛文 10 年) は少し性格が異なる。差出人には千駄ヶ谷村と角筈村の人々の名前がみえ、宛名は「御奉行様」となっている (後述)。内容は以下のとおりである。上水道 (玉川上水) の両側に三間通を通すことになりその用地を召し上げる際、千駄ヶ谷村の佐左衛門・六右衛門、角筈村の長左衛門の家地がその用地にかかっていた。そのため、家を作り直すときにその用地分を空けるように命じられたので、普請の際には喜多村・奈良屋 (江戸町年寄) に報告し、確かに用地を空けることを申し出ているものである。ここで町年寄の喜多村・奈良屋の名がみえるのは、この年の 5 月に上水の 3 間拡張工事に伴い、上水支配もそれまでの各上水の奉行から町年寄へと移管されたことを受けている。つまり当時の玉川上水は町年寄、さらにはその上官である江戸町奉行の支配であったとみるべきであり (松本 2011, 2019)、宛名の「御奉行様」は江戸町奉行を指しているといえる²⁾。差出人に名前がある人物は、拡張工事の影響を受けた当事者である千駄ヶ谷村の佐左衛門・六右衛門、角筈村の長左衛門に加え、彼らと連帯責任を負う五人組、さらには村の長である名主であり、彼らが証文としてこの手形を作成し、町奉行に提出したものである。

以上、翻刻を示した史料について概観した。一連の扶持米請取証文は、代官手代の通行・滞在費の支払いにおける年貢米との相殺方式は、佐藤が示した遠江国の幕府直轄領のみならず、江戸近郊の代官野村氏の支配地でも行われていたことを示している (佐藤 1984, 1993)。こうした方式が地域を問わず、この時期に普遍的なものであったことを再認識できるものである。また、史料 15 の手形は寛文 10 (1633) 年に行われた玉川上水の拡張工事において、その実施の過程で必然的に発生する、用地にある家屋敷の扱いについて示している。これは、同年に上水の管轄が町年寄 (その上官として町奉行) に移された後、彼らの上水工事・管理への関与を具体的に示す最初期の史料とみなし得る。

Ⅲ 代官野村家の江戸近郊支配

渡辺家が名主を務めた武蔵国豊島郡角筈村は、正保 4 (1647) 年から天和元 (1681) 年まで野村氏が三代 (野村爲重→野村爲利→野村爲政) にわたって代官支配を行っていた (大石 1992)。『寛政重修諸家譜 (巻第四百二十四)』によると、野村爲重の父、野村爲勝は、元和 6 (1620) 年に鳥見同心を預けられた後、寛永 2 (1625) 年に家康以来の御殿 (千葉御殿・千葉御茶屋御殿・東金御殿) の存在する上総国の東金領・千葉領の代官となった。秀忠の放鷹の際には、東金領の池田村の御茶屋経営を務めており、当時の幕府内における鷹狩や鷹場管理を任された人物であった。寛永 10 (1633) 年、野村爲勝が死去すると、野村爲重が父の代官職を継ぎ、上総国の東金領・千葉領に加えて、武蔵国府中領の支配をしている。正保年間 (1644~1648) には、少なくとも武蔵国で 2 万 7 000 石、駿河国駿東郡で 2 万 8 000 石、相模国津久井・高座郡で 7 100 石 (推定) の合計 5 万 7 000 石を支配する代官となっており、家禄 330 石余であった (村上

2015)。

図1は、慶安2~3(1649~1650)年に作製された武蔵国郷帳の案とされる『武蔵田園簿』(北島1977)をもとに江戸周辺における野村爲重の支配地を示したものである。その支配地は、江戸の西側に広がる武蔵野台地上を中心とした地域に満遍なく分布していることがわかる。各村の支配形態を「相給なし」、「相給あり」、「野銭場のみ」に分類の上で示したが、これらに特別な分布傾向はなかった。史料16~19において、普請の様子が確認された甲州道中(高井戸通道)や、史料15に出てくる玉川上水(御上水)は、野村氏の支配地の南部を横断しており、渡辺家が名主を務めた角筈村から上高井戸(高井土)村までは、近接して並行していた。そのほか、後に大規模な新田開発行われる千町野も支配地に囲まれた場所に位置していることがわかる。

野村爲重が江戸近郊の幕府直轄領を任された背景には、上総国東金領・千葉領の鷹狩・鷹場管理における野村氏の実績から類推すれば、武蔵野台地上に広がった鷹場の管理を主軸として、陸上交通網や村落の掌握を一手に任せられたと考えるべきであろう。しかし、江戸近郊支配にあたっては、これまでの上総国の支配地とは異なる江戸近郊特有の問題への対処に迫られるようになる。江戸近郊特有の問題とは、江戸市街地の代官支配地への無秩序な拡大の規制問題である。元来、江戸町奉行と代官支配地は、実質的な市街地と近郊農村とに分離していたが、急速な江戸の発展に伴って江戸の市街地が代官支配地にまで拡大するようになる。次に述べる幕府による代官野村氏への数度にわたる触は、こうした問題の顕在化を表している。

『江戸幕府日記』(国立公文書館所蔵)によれば、慶安元(1648)年6月11日の触は、代官伊奈忠治と野村爲重に対して、江戸廻の百姓地における屋敷借の停止令である。以前より同様の触が出されていたが、未だ密かに土地を借りる者が絶えないため、再度、触が出された旨も伝えられている。『史料稿本』(東京大学史料編纂所所蔵)によれば、明暦2(1656)年5月14日の触は、代官支配地における屋敷地化禁止令である。「伊奈半左衛門、野村彦太夫二命シテ近郊ノ放鷹地二家屋ヲ営業スルヲ禁止セシム」とあり、代官支配地を放鷹地として認識し、許可なしに屋敷地化することを禁止しているのである。代官への触ではないが、『史料綱文』(東京大学史料編纂所所蔵)99編によれば、寛文1(1661)年2月9日には、道奉行に対し、代官支配地における屋敷地化禁止を触れており、無秩序な市街地拡大は、慶安元(1648)年以前からの度々の触にも関わらず続いており、統制には野村氏のみならず、江戸町奉行や道奉行も相当苦慮していたであろうことが伺える。

このように、江戸近郊特有の問題の対処に迫られていた野村氏であるが、そのほかにも、支配地内における新田開発や検地など、数々の大規模事業も抱えていた。前述の千町野における新田開発に際しては、野村氏の手代が寛文4(1664)年と寛文10(1670)年に検地を実施している。しかし勘定奉行妻木重直を中心とした幕府中枢の関与も強く、開発された土地の多くが、野村氏とその手代に割渡された土地は一部にとどまり、その他は多数の幕臣の手に渡っている(武蔵野市1965, 夏目・安岡2020)。また延宝2(1674)年には、野村氏支配下の多摩郡高井戸村

と角筈村の検地が実施されているが、いずれも野村氏ではなく別の代官が検地を担当している（東京都杉並区教育委員会 1977, 大石 1992）。

大石は、支配代官とは異なる代官による検地の実施は、検地による農村把握の徹底化を目指した幕府の姿勢であると評価している（大石 1992）。そうした背景を含めて、家禄 330 石余の代官野村氏の動員力には限界があり、広大な支配地の管轄に加えて、大規模な人員を必要とする新田開発や、検地の実施にあたっては、随時、他の代官などの助力を得る必要があったのである。

IV まとめ

今回紹介した角筈村の渡辺文書の史料からは、代官野村氏の江戸近郊支配の一端を代官手代の動向から認識することができた。代官手代の用向きには、支配領域における小検見、武家地の管理、上水道や主要街道の普請など多岐にわたり、代官手代は、通行・滞在費の支払いに際して、遠江国の幕府直轄領と同様に年貢米との相殺方式をとっていたことが明らかになった。鷹狩・鷹場管理の職能を持った代官野村氏は、武蔵野台地を中心とした江戸近郊地域の陸上交通網や村落を掌握する役割を担っていたのであろう。

こうした代官野村氏の江戸近郊支配は、幕府中枢との連携がとられる場合が多く、野村氏の表立った業績は限定的であった。支配地には、江戸の町の人口増に伴って、市街地の拡大が進んでおり、その統制には江戸町奉行や道奉行も常に関与していた。また、支配地内においては、新田開発や検地などの大規模事業が実施されていたが、野村氏の動員力には限界があり、これらには勘定奉行や他の代官が介在する場面が多く存在していた。このように、野村氏による江戸近郊支配においては、広大な地域の支配を任されていながらも、野村氏自身の独占的な権力基盤の強化は抑制される構造にあったといえる。

（京都大学大学院人間・環境学研究科 院生）（京都大学大学院文学研究科 院生）

【謝辞】本稿の史料収集にあたっては、慶應義塾大学文学部古文書室研究員の重田麻紀氏より、ご助力を頂いた。記して謝意を表す。また、本稿における史料収集調査は、2019～21 年度 JSPS 科研費 JP19J10769「地理情報科学的接近による近世武蔵野の地誌学研究」特別研究員奨励費（研究代表者：夏目宗幸）の助成を受けて実施された。

【注】

1) 『武蔵国豊島郡角筈村名主渡辺家文書目録』（新宿区教育委員会 1988）に対応する番号は次のとおりである。史料 1～史料 13（F666）、史料 14（F667）、史料 15（L15）、史料 16（F294）、史料 17（M57）、史料、（M58）、史料、（M56）。

このうち前掲論文で分析に用いた証文①～④と今回の翻刻との対応関係は次のとおりである。史料 4（証文①）、史料 12（証文②）、史料 10（証文③）、史料 19（証文④）。

2) 寛文10年7月当時、江戸町奉行に在職していたのは渡辺大隅守綱貞と島田出雲守忠政の兩名。

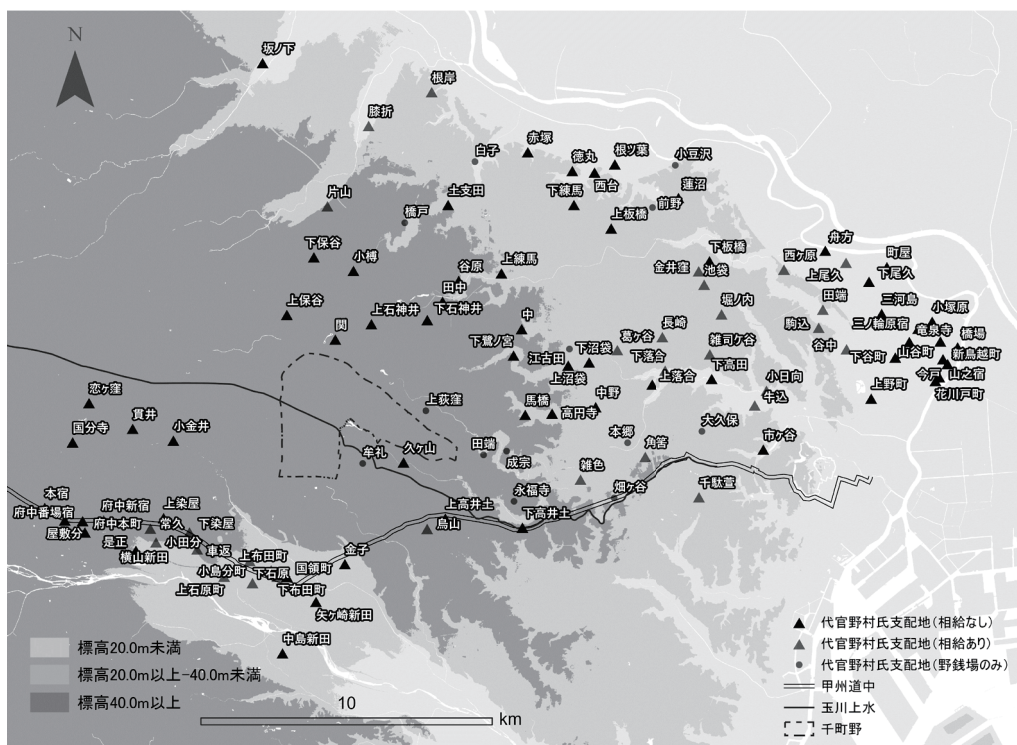


図1 江戸近郊における代官野村氏の支配領域

渡辺家文書翻刻

【史料1】

請取米之事

一米壹升五合 但斗立也

右是^{者カ}■亥之夏^{傾カ}■たはこ^并酒造

具改申時、五月■日之昼方同晦日之朝

迄上下式人、一日壹人^二付七合五勺宛之□

扶持方米請取候、戌之口米之内^三勘定

可被相立候、以上

寛文拾壹年

亥ノ五月晦日 玉井七右衛門(印)

角筈村 伊左衛門殿

【史料2】

請取申御扶持米之事

合老升五合也

右^者水道筋為見分被遣候時、戌ノ八月

十一日之夕方同十二日之朝迄凡^一而一日上下三人

之御扶持方^二請取遣申し候、重^而御勘定^三

可被相立候、以上

寛文十年戌八月十二日 鈴木久右衛門(印)

玉井七右衛門(印)

角筈村

【史料3】

請取申米之事

一合式升者

右^者酉ノ御年貢納改罷越候付、上下之扶持

方請取申候、当御年貢口米を以、御勘定可有也、

以上

西十二月十二日

田神半助

代々木村

【史料4】

請取米之事

合老升也

右^者酉之秋為小検見被遣候時、我等共上下

四人之扶持方^二請取申候、重^而本手形^三引替可申候、

以上

寛文九年

酉ノ九月十七日

馬場甚右衛門(印)

千賀三右衛門(印)

角筈村

名主中

【史料5】

請取米之事

合五合者 但斗立也

右^著当申ノ御年貢米改^ニ被遣候時、十二月廿六日之昼休^ニ而上^ニ下式人之御扶持方^ニ請取遣申候、当地口米之内^ニ勘定^ニ可被相立候、以上

延宝八

申十二月廿六日 梅村兵左衛門(印)

角筈村

【史料6】

請取申米之事

合式升者

但斗立也

右是ハ中野高井戸両辺^ニ有之候武者屋敷改^ニ被遣候時、申ノ十一月廿日之昼方同廿二日之朝迄、上下式人之御扶持方^ニ請取遣申候、当申之御口米之内^ニ勘定^ニ可被相立候、以上

延宝八年

申十一月廿二日 梅村兵左衛門(印)

角筈村

伊左衛門殿

【史料7】

請取米之事

合老斗式合五勺ハ斗立也

右^著申之秋小検見致候時、八月廿三日之夕方同廿四日之朝迄凡^ニ一日分上下式人之御扶持方^ニ請取申候、重^ニ勘定^ニ可被立也、以上

寛文八年

申ノ八月廿四日 井田猪兵衛(印)

角筈村

【史料8】

覚

一米五表者 且那屋所入用^ニ渡手形表枚
一米式升者 田神半助御扶持方^ニ渡手形表枚
一米式表者 鈴木平左衛門御扶持方^ニ渡手形表枚
右^著酉^ノ之年分相渡り候手形請取申候、勘定^ニ可被相立候、以上

天和三年亥正月廿八日

早野伝右衛門(印)
田神半助(印)

角筈村

伊左衛門殿

【史料9】

覚

申之年

一米三升五合 御扶持方^二渡札老枚

酉之年

一米四升九合 同断手形式枚

右^者申酉御年貢米之内、御扶持方^二渡札三枚

請取申候、此書替以勘定^二可相立候、以上

天和三年亥二月十四日 早野伝右衛門(印)

田神半助(印)

二見喜平太

角筈村

【史料10】

請取申米之事

合式升四合者 但斗立也

右^者当巳之年田作為小検見被遣候時、

九月九日之夕方同十日之朝迄我等共上下四人

分御扶持方^二巳之御口米之内請取遣申候、

重^而此手形を以巳之払勘定可被相立候、以上

延宝五年

巳九月十日

青柳武兵衛(印)

鈴木定右衛門(印)

角筈村
名主中

【史料11】

請取申米之事

合式升八合也

右是ハ当辰之秋作為小検見參候

時、九月七日之夕方同八日之朝迄、上下

四人分之御扶持方米請取遣申候、

重^而辰之口米払勘定^二可被相立候、以上

延宝四年

辰九月八日

松本九兵衛(印)

千賀岡右衛門(印)

角筈村
名主中

【史料12】

請取^申米之事

合老升也

右^者当田作為小検見被遣候時、卯八月廿四日之夕方

同廿五日之朝迄上下式人之御扶持方^二

請取申候、当卯之口米払御勘定^二可被

相立候、以上

延宝三年

卯八月廿五日

馬場甚右衛門(印)

角筈村

名主伊左衛門殿

【史料13】

請取申米之事

合老升五合也 但斗立

右者当秋為小検見被遣候時、寅之

九月十五日夕に十六日朝迄上下式人分

為御扶持方寅之御口米之内請取遣

申候、御勘定ニ可被相立候、以上

延宝貳年

寅九月十六日 梅村伝左衛門(印)

角筭村名主中

【史料14】

請取申米之事

合拾表式斗七升四合 但三斗七升入

右者未ノ御年貢米之内、飯田又右衛門殿申ノ夏切米ニ渡ル札

請取申候、重而旦那御証文ニ引替可申候、以上

寛文八年

申五月廿五日

梅■■■■■(印)
村兵左衛門カ

角筭村名主中

【史料15】

差上ケ申手形之事

一今度上水道端両ケわニ三間通御用地ニ被召上候ニ付、

ほうし杭御打せ被成候処、千駄ヶ谷村佐左衛門・六右衛門・

角筭村長右衛門三人之家ニ間通之御用地ニ懸り

有之候、以来家作り直し候時分御ほうし杭之

通三間通明ケ候て、普請可仕之旨被仰付、奉畏候、

重而普請仕候刻、喜多村・奈良屋両人方へ相

断、急度三間通明ケ置可申候、為後日仍如件

寛文拾年戌七月

千駄ヶ谷村

佐左衛門

六右衛門

五人組 助左衛門

同 木工右衛門

名主 七郎右衛門

角筭村

長左衛門

五人組 平左衛門

同 太郎衛門

同 安左衛門

同 藤右衛門

名主 伊左衛門

御奉行様

【史料16】

覚

一米忝俵と七升請取 但三斗七升入
右^者午ノ御年貢米之内、此度高井戸通
御普請之時、請取申候、重^而且那手形^ニ引替可
申候、以上

延宝七年未ノ正月廿七日 太田新八(印)

角筈村

【史料17】

覚

一米忝俵 但三斗七升入
右^者午ノ御年貢米之内、此度高井戸通
御普請之時、我等共御扶持方^ニ請取申候、重^而
且那手形^ニ引替可申候、以上

延宝七年未ノ二月廿九日 鈴木久右衛門(印)

他出故無加判

梅村兵左衛門(印)

角筈村

【史料18】

覚

一米忝俵 但三斗七升入
右^者午ノ御年貢米之内、此度高井戸通
御普請之時、請取申候、重^而且那手形^ニ引替可
申候、以上

延宝七年未ノ三月十五日 太田新八(印)

角筈村

【史料19】

覚

一米忝俵 七月九日請取
一米忝俵 同廿五日請取
一米忝俵斗式升四合 八月十日請取
合三俵忝斗式升四合 但シ三斗七升入
右^者巳ノ御年貢米之内此度高井戸通御
普請之時、我等共御扶持方^ニ請取申候、重^而
且那手形^ニ引替可申候、以上

延宝六年午ノ八月廿二日

鈴木久右衛門(印)

梅村兵左衛門(印)

角筈村

【文献】

- 大石 学 1992. 渡辺家文書について. 渡辺家文書研究会・新宿歴史博物館編『武蔵国豊島郡角筈村名主渡辺家文書 第一巻』新宿区教育委員会.
- 北島正元 1977. 『武蔵田園簿』近藤出版社.
- 佐藤孝之 1984. 近世前期の広域村落支配と「領」. 国史学(122), 40-79.
- 佐藤孝之 1993. 『近世前期の幕領支配と村落』巖南堂書店.
- 新宿区教育委員会 1988. 『渡辺家文書目録：武蔵国豊島郡角筈村名主』新宿区教育委員会.
- 東京都杉並区教育委員会 1977. 『高井戸宿の検地帳：史料紹介』杉並区教育委員会.
- 夏目宗幸・安岡達仁 2020. 職能武家集団の移住にみる千町野開発の意義と実態. E-journal GEO15 (2), 189-199.
- 松本剣志郎 2011. 江戸幕府道奉行の成立と職掌. 地方史研究 61 (1), 1-19.
- 松本剣志郎 2019. 『江戸の都市化と公共空間』塙書房.
- 武蔵野市 1965. 『武蔵野市史』武蔵野市.
- 村上 直 2015. 『徳川幕府全代官人名辞典』東京堂出版.